

競争参加者の資格に関する公示

今津（８）隊舎新設等基本検討に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和８年８月26日

支出負担行為担当官

近畿中部防衛局長 五味 賢至

1 業務概要

(1) 業務の名称 今津（８）隊舎新設等基本検討

(2) 業務内容 本業務は、以下の基本検討を行うものである。詳細については仕様書のとおり。

【今津駐屯地（饗庭野演習場）】

〈建築業務〉

ア 隊舎新設等に係る建築基本検討 一式

〈土木業務〉

ア 隊舎新設等に係る土木基本検討 一式

〈設備業務〉

ア 隊舎新設等に係る電気設備及び機械設備の基本検討 一式

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和10年３月15日まで

2 申請の時期

別表①のとおり。

なお、別表①以降、当該業務に係る特定通知日まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該特定通知日までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

3 申請の方法

(1) 担当部局

〒540－0008 大阪府中央区大手前４－１－67

近畿中部防衛局総務部契約課

TEL 06－6945－5741 FAX 06－6940－0459

メールアドレス keiyaku-kc@kinchu.rdb.mod.go.jp

(2) 申請書の提出方法

申請者は、競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に共同体協定書（下記４（４）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に

限若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること（電子メールにより提出する場合は不要。）。

提出場所は、(1)に示す場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 共同体の構成

共同体の構成は、次の条件に該当する者の構成とするものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る「A等級」の格付を受けた者とし、共同体の代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」、「土木」、「電気」、「機械」又は「通信」のいずれかに係る「B等級」以上の格付を受けていること。

また、それぞれが単体として近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ 単体又は共同体の代表者及び業務分担で「土木業務以外」を担当する構成員は、建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

エ 近畿中部防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 構成員要件

ア 共同体の代表者は、平成28年4月1日から公示日までに次の①又は②のうち、いずれかを履行した実績を有すること。

① 元請けとして完了又は引渡し完了した、国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す同種業務又は類似業務の実績を有する者。

② 防衛省発注の、設計や監理業務における建築、土木、機械、電気並びに通信の複数の職種を組み合わせで発注された業務、又は測量、土質調査並びに環境等の調査業務の複数の職種の業務を一括で発注された業務（以下「総合発注業務」という。）の再委託を受けて完了又は引渡し完了したものうち、次に示す同種業務又は類似業務の実績を有する者。

- ・ 同種業務：建物の延べ面積が1棟あたり3,000㎡以上の新設建築基本検討又は新設建築基本設計。
- ・ 類似業務：建物の延べ面積が1棟あたり1,000㎡以上の新設建築基本検討又は新設建築基本設計。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

イ 管理技術者を配置できること。

ウ 構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

エ 共同体の代表者以外の構成員は、平成28年4月1日から公示日までに次の①から②のうち、いずれかを履行した実績を有すること。

① 元請けとして完了又は引渡し完了した、国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す同種業務の実績を有する者。

② 防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了又は引渡し完了したものうち、次に示す同種業務の実績を有する者。

- ・ 同種業務：（建築、電気、機械、通信業務の場合）
 - ・ 建物の新設基本検討、新設基本設計又は新設実施設計。
- （土木業務の場合）
 - ・ 建物付帯土木工事の基本検討、基本設計又は実施設計。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記3(1)の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記4(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が上記4(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る特定通知日までに上記4(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 共同体の名称は、「今津（8）隊舎新設等基本検討〇〇・〇〇共同体」とする。
- (2) 当該業務に係る競争に参加するためには、開札の時に於いて、共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。

【今津（８）隊舎新設等基本検討 競争参加者の資格に関する公示 日程表】

別表

①	申請の時期	令和８年８月26日から 令和８年９月10日までの 午前９時から午後６時まで (ただし、最終日は正午まで) (行政機関の休日を除く)
---	-------	---

(紙入札方式の場合は、各期間の午前 10 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までの間を除く)。ただし最終日は正午まで。)

(行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。)